

議案第52号  
令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第15号）

資料1（320） 公益施設管理運営事業 指定管理料の損失補填について

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公益施設（さらら仁川・ピピアめふ）の臨時休館を実施したことによる利用料金の減収が発生したため、減収分等について指定管理料の増額を行う。

2 概要

（1）臨時休館の期間 令和3年4月25日～5月11日

（2）損失補填の考え方

ア 内容 臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入。

イ 損失補填額の算定

臨時休館に伴い、返金した利用料

施設名	返金件数	返金額
さらら仁川公益施設	99件	300,240円
ピピアめふ公益施設	144件	582,842円
合計	243件	883,082円

（3）指定管理料増額（損失補填金額） 883,082円